

タイトル 憲法という守り神

皆さんは「憲法」と聞くと何を思い浮かべますか。私たちを堅苦しく縛り付けている、何を書いているのか分からない、日常生活に必要なといった考えを持つ人も少なくないのではないのでしょうか。

しかし私は、憲法というものは現実の歴史の中から生まれたリアルな問題を扱った文書であるということを国民全員が知っておく必要があると思うのです。

そもそも憲法というものがなぜ存在しているのでしょうか。当たり前前に守られていることならわざわざ定める必要などないはずですが。それらの権利が侵害されている時代があったからこそ今の憲法が存在しているのです。

例えば、中学生の頃に習った第 25 条「すべての国民は、健康で、文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という条文があります。「こんなの当たり前じゃないか、保障される必要すらない」と思う人もいるかもしれません。

しかし、昭和 42 年 5 月 24 日に起きた朝日訴訟というものがあります。これは岡山県の療養所に重症結核患者として入院していた原告である朝日氏が厚生大臣を相手取り、受給されている生活扶助費月額 600 円では第 25 条の「最低限度の生活基準」を維持するに足りないとして、生存権と生活保護法の内容について争った行政訴訟です。結果的に上告審の途中で原告が死亡し、養子夫妻が訴訟を続けましたが、最高裁判所が保護を受ける権利は相続できないとし、本人死亡により訴訟は終了したという判決が下されました。10 年に及ぶ朝日訴訟運動は、「人間にとって生きる権利とは何か」を真正面から問いかけるという意味で「人間裁判」と呼ばれ、憲法第 25 条の実現を求めるその後の多くの社会保障運動の先駆として特筆されています。憲法が施行された後でさえその権利が侵害されているのです。こうした運動があり今の憲法があるということが忘れ去られ、知られていない近年において、2008 年、毎年行われている NHK 全国放送コンテストで倉敷市内にある高校放送部が「朝日訴訟」を取り上げました。今日の日本を創った軌跡を私たち若い世代が後世に継承していくべきだと思います。

また、憲法というものは常に私たちの身近にあるのです。第 26 条の「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」。第 1 項は、いわゆる教育を受ける権利について保障し、第 2 項では、教育を受けさせる義

務および義務教育の無償について規定している。第2項は「教育の義務」とよばれ、国民の三大義務のひとつとされています。

これを侵害したとされる訴訟に「旭川学力テスト事件」があります。これは当時、文部省が企画した昭和31年から40年にかけて行われた中学全国一斉学力テストに反対した北海道旭川市の労働組合員が、中止させようと同市立中に入った行動をめぐり、公務執行妨害罪などに問われた事件です。この裁判では、子どもの教育を決定する権利（教育権）が誰に所属するのか、教育を受ける権利としての学習権の存在、教師の教育の自由の保障などが問われました。昭和41年の旭川地裁判決で学力調査が違憲とされこの年を最後に学力調査は完全に中止され、平成19年に再開されました。私たちが受けていた学力テストもこのような紆余曲折を経て現在に至っているのです。

さらに、憲法の中でも今最も注目されているのは第9条「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」です。日本が戦後70年近く戦争に参加せず、「戦争をしない国」「平和な国」というブランドを守り続けてきました。なぜ、日本は「戦争をする国」にならなかつたのでしょうか。自衛隊は第二次世界大戦後発足しました。そして再び戦争の惨禍を繰り返すことのないよう決意し、平和国家の建設を目指して努力してきました。しかし、イラク戦争初期の平成15年12月から平成21年2月まで日本の自衛隊のイラクへの派遣がなされました。イラクへ派遣された陸海空の自衛隊員は、5年間で延べ1万人に及び、隊員の精神面にも大きな影響を与えていました。「自衛隊が経験したもっとも有事に近い任務」といわれたこの派遣の記録は駐屯自衛隊が5年にわたる宿营地での任務を1000本のテープに収められていました。防衛省に保管され、公にされていませんでしたが、平成26年にその映像が初めて開示されました。そしてNHKの調べで、このうち帰国後28人が、みずから命を絶っていたことが分かりました。イラクの現状と自衛隊が「参戦」している深刻な事態があり平成20年に違憲判決が下されました。東日本大震災で積極的に派遣され、その活動が評価されている自衛隊がこのような状況下におかれていたことを日本国民として私たちは知る必要があるのです。

憲法は私たちを縛るものではなく、国家権力から国民の基本的な人権を侵害されたり、国が平和主義から逸脱したりということが二度と繰り返されてはならないという思いから考案された防波堤なので

す。そして、私たちに今の日本のあるべき姿を教えてくれる先生のようなものです。憲法を生かすも殺すも私たち次第です。

2015年5月2日、3日の憲法記念日を前に丸亀市綾歌町で「高校生憲法プレゼンコンテスト」が開催されました。また毎年夏に模擬裁判選手権が四国、そして全国で行われ、司法や憲法に対する高校生の意識を高める活動が増えてきていると感じています。そして18歳選挙が注目されている今だからこそ、私たち高校生はその原点であり柱である憲法に関心を向け、私たちこそが日本の未来を創造していかなければならないのです。

憲法は私たちの守り神なのです。